

1.通常申込時に必要な基本資料

書類名	留意事項
信用保証依頼書	保証申込の都度、毎回必要となります。金融機関にて作成いたします。
信用保証委託申込書	保証申込の都度、毎回必要となります。
信用保証委託契約書	保証申込の都度、毎回必要となります。 日付欄には記入日を記載頂き、印鑑登録されている実印を押印願います。
個人情報の取扱いに関する同意書	保証申込の都度、毎回必要となります。 保証申込の関係者(本人、連帯保証人、担保提供者等)から個別に提出願います。
確定申告書(写)(決算書)	直近3期分(税務署受付印、勘定科目内訳明細のあるもの)が必要となります。 ただし、前回までの利用時に提出済の場合や業歴が満たない場合には不要です。 電子申告の場合は、申告書及び税務署の受信通知を出力したものが必要となります。 また、必要に応じ原本やそれ以前の申告書を確認させていただく場合があります。
残高試算表	決算期から6か月以上経過している場合、必要となります。
印鑑証明書	原則として、保証申込の都度、必要となります。 申込人(法人・個人)および連帯保証人ついて、信用保証委託契約書の日付以前の印鑑証明書(ただし、最近3か月以内のもの)を提出していただきます。 また、条件変更申込時は、委託者の追加や、連帯保証人の変更の場合以外は、印鑑証明書を提出していただく必要はありません。
商業登記簿謄本、定款(写)	新規にお申込をされる場合および前回提出後、登記事項に変更がある場合はご提出ください。 なお、会社法施行後(平成18年5月1日以降)はじめてのお申込の場合は、登記事項に変更がなくてもご提出ください。

2.その他必要に応じて提出していただく資料

書類名	留意事項																		
納税証明書または納付書	法人の場合は、法人税または事業税の証明書(コピーは不可) 個人の場合は、所得税または事業税の証明書が必要となります。ただしどちらの証明書も添付できない場合には、住民税の証明書が必要となります。(この場合は、原則として事業による所得割のあるもの)(コピーは不可) なお、同一納期期間の申込で、前回までの利用時に提出済の場合は不要です。																		
許認可証(写)等	事業に必要な許認可証等(主たる事業の本母店の一店舗)の写しを添付願います。 ただし、資金使途が特定の事業に係るものである場合には、当該事業に係る許認可証等の写しを添付願います。なお、すでに提出済で、その許認可証等が有効期間内である場合には添付不要です。																		
従業員数確認資料 従業員数が右記の場合、確認資料は原則として次の(1)(2)いずれかの資料が必要となります。	保証申込時に当該資本金を超えており、従業員数が次表に該当する場合は、従業員数の確認書類が必要となります。																		
(1)労働保険概算・増加概算確定保険料申告書(写)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>資本金</th> <th>従業員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業等</td> <td>3億円超</td> <td>270人超</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円超</td> <td>90人超</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>5,000万円超</td> <td>45人超</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5,000万円超</td> <td>90人超</td> </tr> <tr> <td>政令特例業種</td> <td colspan="2">該当する資本金を超え、かつ、従業員数が定められた従業員数の9割を超えているもの</td> </tr> </tbody> </table>	業種	資本金	従業員数	製造業等	3億円超	270人超	卸売業	1億円超	90人超	小売業	5,000万円超	45人超	サービス業	5,000万円超	90人超	政令特例業種	該当する資本金を超え、かつ、従業員数が定められた従業員数の9割を超えているもの	
業種		資本金	従業員数																
製造業等		3億円超	270人超																
卸売業		1億円超	90人超																
小売業		5,000万円超	45人超																
サービス業	5,000万円超	90人超																	
政令特例業種	該当する資本金を超え、かつ、従業員数が定められた従業員数の9割を超えているもの																		
(2)日本年金機構等公的機関による証明書 ただし、この書類が提出できない場合は、次のいずれかの書類(写)を提出願います。 (ア)「法人の事業概況説明書」 (イ)「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届総括表」 (ウ)「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」 (エ)「賃金台帳」																			
住民票または在留カード(写) もしくは特別永住者証明書(写)	代表者または連帯保証人が外国人である場合に、在留資格および在留期間(満了日)等の確認のため必要となります。																		

3.設備資金の場合

書類名	留意事項
見積書(写)	原則として、申込人が建築申請人であることが必要です。
建築確認申請書(写)	
契約書等(写)	

4.担保を提供していただく場合

書類名	留意事項
不動産登記簿謄本	新規担保提供時に最新のものを提出願います。 なお、前回保証と同一根抵当権設定登記条件の場合は不要です。
公図(地積・測量図)	
建物図面・各階平面図	
住宅地図(所在地略図)	
土地賃貸借契約書(借地契約書)	借地の場合必要となります。
承諾書	
地代領収書	
先行する租税債権がないかどうかの確認資料	新規担保提供時に所得税・消費税の納税証明書その3を提出願います。